平成２２年（フ）第８１号
神奈川県平塚市御殿４丁目１番49―103号
ライオンズガーデン湘南平塚
債務者　小坂　哲男
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４号
新潟県新潟市北区東栄町３丁目７番５号、住民票上の住所新潟県新潟市北区美里２丁目２番地11　ロイヤル美里Ａ101号
債務者　星　絵里香
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９号
新潟市中央区文京町18番４号
債務者　三木　秀昭
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３号
新潟県阿賀野市下条町12番５号
債務者　鈴木　理香
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９号
新潟県胎内市住吉町10番10―３号
債務者　渡辺　夕子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５６３号
香川県高松市林町2021番地１マリベールはやしまち102
債務者　山岸　章彦
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３１号
香川県高松市国分寺町福家甲3916番地１
債務者　末澤　　賢
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３３５２号
名古屋市天白区植田３丁目1701番地　司マンション402号
債務者　濱砂こと　間崎美知子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８０１号
愛知県春日井市中央台２―３―２　中央台団地第228号棟第703号室、住民票上の住所愛知県みよし市三好丘４丁目１番地19
債務者　松山　和弘
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８２２号
愛知県小牧市市之久田１丁目144番地
債務者　西鶴　和子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４号
名古屋市守山区大森４丁目203番地　ルビーハイツ大森Ⅱ―２―Ａ号
債務者　伊藤　正男
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２００号
愛知県知多郡武豊町字砂川１丁目８番地　ＩＳＨＩＫＡＷＡビル201号
債務者　荻野美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０号
大分市大字葛木195番地の１パーシモンズヒル203
債務者　森　　正一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９３号
大分市大字下郡3666番地の52大八ビル406
債務者　房前めぐみ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地89　栄松Ｃ団地19号
債務者　右田　裕幸
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
北海道小樽市長橋４丁目11番２号　小川アパート２Ｆ、前住所北海道小樽市花園３丁目11番２号　グリーンロードハイムＡ102号室
債務者　秋山　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３１号
北海道余市郡余市町黒川町10丁目３番地
債務者　川崎　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部